- ○書面議決の際の「電磁的方法」とは
- ▶酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律

第十八条第三項

電磁的方法 (電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する 方法であつて財務省令で定めるものをいう。)

▶酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則

第三条の二

- 1 法第十八条第三項(法第五十六条第六項及び第八十三条において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて財務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。
 - 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの
 - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 →電子メールでの送信
 - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の 内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報 の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報 を記録する方法 →組合HPへの書き込み
 - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する 方法 →ディスクやUSBメモリでの提出
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面 を作成することができるものでなければならない。

→組合に理事から提出された生データの保存が必要